



せんなん水だより

安全・安心・安定な給水



第 22 号

令和 2 年（2020 年）11 月 1 日 編集 発行／大阪広域水道企業団 泉南水道センター
〒590-0521 泉南市樽井 737 番地 ☎072-482-6551

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぎましょう

昨年後半よりその存在がクローズアップされ、みなさまの健康で安全な生活を脅かしている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）につきまして、（大阪広域水道企業団）泉南水道センターにて実施しております対策についてご紹介いたします。 ※企業団 HP より抜粋

企業団の新型コロナウイルス感染症拡大防止策等について

重要な社会インフラである水道事業・工業用水道事業を担う当企業団では、水道水の安全・安定供給に支障が生じないように、新型コロナウイルス対策本部を設置し、必要な感染予防、拡大防止対策の徹底に取り組んでいます。

- ・勤務時における感染の防止（時差出勤、出張を伴う会議等の制限）
- ・全職員の検温実施の徹底（発熱等のある職員は出勤停止）
飛沫感染、接触感染の防止（職員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行の徹底、執務室の消毒の実施）
- ・3つの「密」（密閉・密集・密接）の防止（庁舎内会議室を勤務スペースに利用、会議室の利用人数の制限等）

水道水の安全性について

大阪広域水道企業団が供給する水道水は適切に塩素消毒を行っておりますので、安心してお飲みいただけます。

水道料金の一部減免制度の実施について

泉南市が実施する新型コロナウイルス感染症対策の一環として、水道料金のうち基本料金を一部減免しております。

メーター使用料や使用水量に応じてご負担いただく従量料金及び下水道使用料は対象となりません。

- ・減免内容：水道料金のうち基本料金の 50% を減免します。
例）一般用 20mm のお客さまの場合、454 円／月（税込）を減額します。
- ・減免期間：令和 2 年 7 月分から 12 月分（6 か月間）
- ・申込手続の有無について：お客さまの申込みは不要です。
（対象となる期間の水道料金の請求額から基本料金の 50% を差し引いて請求）

水道料金のお支払いが困難な場合のお問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金等のお支払いが困難なお客様につきましては、納付に関するご相談に応じますので、泉南水道お客様センターまでお問い合わせください。